

生活保護収入認定誤り 市が謝罪

利用者「声上げよかった」

千葉県流山市が生活保護を利用するひとり親世帯に対し、「育成手当」を誤って収入認定して本来支給すべき額より少ない保護費を支給していたのを、日本共産党市議の追及で撤回させました。取り戻した総額は60万円以上になります。今後は収入認定されないことになり、女性は「声を上げてよかった」と話しています。

千葉・流山

(仁田桃)

同市は、ひとり親家庭などに「流山市児童育成手当」として、第2子以降の子とも一人当たり月額4000円支給。児童扶養手当の支給資格があり、子どもが2人以上いる世帯が対象です。

保護費を減額

同市は生活保護世帯に対し、この手当を収入認定し保護費を減額していました。

あるとき女性が、東京都の生活保護の運用指針

である「運用事例集」をめぐっていると、育成手当は収入認定から除外するという趣旨の一文が目についたので、女性は徳増（とくま）すきよ子日本共産党流山市議に連絡。徳増市議は9月6日の市議会の一般質問で、「育成手当は収入認定から外すべきではないか」と迫りました。

生活保護に関する運用基準を定めた実施要領は

共産党市議に相談、議会で追及

「社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者一人につき月額8000円以内の額は収入認定しないこと」と規定。県は同市の育成手当は、この規定が適用される」としています。



生活相談に乗る日本共産党の徳増きよ子流山市議(左)

同市は徳増市議に、今後、育成手当を収入認定しないよう是正すると言明。すでに収入認定した額は過去にさかのぼって支給することなどを協議するとし、謝罪しました。

徳増市議は「減額された分は全て支給されるよう求めていきたい」と力を込めます。

私だけでない

女性は「影響があるの自分の家庭だけでなく、誤りが認められて救われた思い。2月に急逝した妹尾七重さん(生活と健康を守る会千葉県連合会会長)に資料を読む力や行動する力をつけてもらった。感謝したい」

と声をふるわせ喜びます。

都内でケースワーカー・保護係長を務めた田川英信さんは、問題が起る背景に、▽国が定める実施要領が分かりにくい▽ケースワーカーに対する研修が不十分と指摘します。

東京都には実施要領などを解説した「運用事例集」がありますが、ない県もあります。田川さんは、「都は情報として各県の保護担当者へ運用事例集を配布しており、各県などでも参考にして作成すれば、一定の水準を示すことができる」と言います。

そのうえで、「ケースワーカー一人に都市部で80世帯が標準とされていますが、それ以上の世帯を担当することが多く、忙しさに追われています。平均3年でケースワーカーは異動し替わることも多い」と指摘。「ケースワーカーが経験を積めるような実施体制が必要だ」と強調します。